

# 板野町学習者用（ギガスクール関連）端末使用規定

第1条 この規定は、板野町内幼小中学校(以下、学校とする)の端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 【目的】

端末は、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

## 第3条 【管理責任者】

管理責任者は校長とする。管理責任者は、端末を適正に管理するため、端末管理者を指名し業務を行わせるものとする。

## 第4条 【管理責任者の義務】

管理責任者は、端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。

- 2 管理責任者は、端末の脆弱性を塞ぐために、アップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。
- 3 管理責任者は、定期的に端末を確認し、不要なデータ等はその都度削除する。
- 4 管理責任者は、端末に障害・事故等が発生したときは、速やかに板野町教育委員会(以下、教育委員会とする。)に連絡しなければならない。

## 第5条 【貸し出し対象者】

端末の貸し出し対象は、学校に在籍する教職員および児童生徒のみとする。

## 第6条 【使用者の義務】

使用者は、端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

- 2 使用者は、管理責任者の許可を得て、端末にアプリケーションをインストールすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項によるものとする。
  - (1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること
  - (2) アプリケーションは教育利用に適した信頼できるものであること
- 3 使用者は、端末の使用後、使用する際に作成されたデータを削除すること。ただし、学習利用など必要がある場合は、一定の間、端末に保存しておいてもよい。
- 4 使用者は、常に最良の状態で使用できるように管理しなければならない。
- 5 教育活動において持ち出す事情が生じた場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、速やかに目的地に運ぶこととし、車内等に放置するようなことは絶対に行ってはならない。'

## 第7条 【端末の適正な利用】

端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)等の法令を遵守しなければならない。

- 2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。
  - (1) 第2条の目的以外の利用
  - (2) 信頼できるWi-Fi以外への接続
  - (3) ID、パスワード及びパスコードの漏洩
  - (4) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
  - (5) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
  - (6) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
  - (7) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

#### 第8条【端末利用の停止】

管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、端末の使用を停止する。

#### 第9条【障害・事故の報告】

使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 端末を毀損、紛失したとき、または盗難の被害にあったとき
- (2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
- (3) 端末が正帛に動作しなくなったとき
- (4) データの改ざん、抹消不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、または、それらの恐れのある事象を発見したとき

#### 第10条【損害発生時の弁償】

故意による毀損、不注意による紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、端末の全部または一部が使用できなくなった場合、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、または免除することができる。

#### 第11条【その他】

本規定に定められていない事項が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との話し合いの上、対処するものとする。

この規定は、令和3年9月1日から施行する。